

## 白井市学校給食共同調理場建替事業 基本協定書（案）

白井市学校給食共同調理場建替事業（以下「本事業」という。）に関して、白井市（以下「市」という。）と〔●●●●〕グループを構成する法人（〔代表企業名●●〕（以下「代表企業」という。）、〔構成企業名●●〕（以下「構成企業」という。）及び〔協力企業名●●〕（以下「協力企業」といい、代表企業、構成企業、協力企業を総称して、以下「落札者」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、市が本事業に関して総合評価一般競争入札方式により落札者を選定したことを確認した上で、第4条に基づき落札者が本事業を実施するために今後設立する事業予定者（特別目的会社）と市との間の事業契約締結に向けて、第7条に基づき落札者と市の本事業等の円滑な実施に必要な諸手続及び双方の協力義務について定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるほか、市が公表した第2号に規定する事業契約書（案）における定義と同一とする。

- (1) 「市」とは、本協定の冒頭にて定義する意味を有する。
- (2) 「事業契約」とは、本事業の実施に関し、市と事業予定者との間で締結される学校給食共同調理場建替事業に係る契約をいう。
- (3) 「事業期間」とは、事業契約の効力発生日から平成46年7月31日までの期間をいう。ただし、事業契約が解除された場合又は終了した場合は、事業契約の効力発生日から事業契約が解除された日又は終了した日までの期間をいう。
- (4) 「事業予定者」とは、本事業を遂行することを目的として代表企業及び構成企業によって設立される会社法（平成17年法律第86号、以下「会社法」という。）に定める株式会社として設立する新会社（特別目的会社）をいう。
- (5) 「代表企業」とは、落札者を代表する企業である〔代表企業名〕をいう。
- (6) 「提案書類」とは、落札者が本事業に係る総合評価一般競争入札方式手続において市に提出した提案書、市からの質問に対する回答書、その他落札者が事業契約締結までに提出する一切の書類をいう。
- (7) 「提示条件」とは、本事業を実施する落札者の選定手続において市が提示した一切の条件をいう。
- (8) 「入札説明書」とは、本事業の総合評価一般競争入札方式による落札者の選定に関し、平成28年●月●日に公表された入札説明書並びに入札説明書の添付資料及び付属

資料から、要求水準書を除いたものをいう。

(9) 「本協定」とは、本協定の冒頭にて定義する意味を有する。

(10) 「本事業」とは、本協定の冒頭にて定義する意味を有する。

(11) 「落札者」とは、本協定の冒頭にて定義する意味を有する。

#### (市及び落札者の義務)

第3条 市及び落札者は、市と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

2 落札者は、提示条件を遵守の上、市に対し提案書類を提出したものであることを確認する。また、落札者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続における白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会及び市の要望事項を尊重する。ただし、市の要望事項が、要求水準書、入札説明書及び入札説明書等に関する質問に対する回答（以下「要求水準書等」という。）から逸脱している場合を除く。

#### (事業予定者の設立)

第4条 代表企業及び構成企業は、本協定締結後、平成●年●月●日までに、入札説明書、提案書類及び次の各号の定めに従い、事業予定者を白井市内に設立し、事業予定者の設立登記の完了後速やかに事業予定者からその履歴事項証明（設立時の取締役、監査役及び会計監査人を証明するもの）及びその定款の原本証明付写しを市に提出するものとする。その後、取締役、監査役の改選（再任を含む。）がなされ、又は定款を変更した場合も同様とする。なお、代表企業及び構成企業は、事業予定者の本店所在地が変更される場合、事業予定者をして市に対し、事前に書面で通知させるものとする。ただし、代表企業及び構成企業は、事業予定者をして事業予定者の本店所在地を白井市外に移転させないものとし、事業予定者の本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成しないものとする。

(1) 事業予定者は、会社法に定める株式会社とする。

(2) 事業予定者の資本金は、提案書類に示された金額以上とする。

(3) 事業予定者を設立する発起人には、提案書類に示された出資者以外の第三者を含めてはならない。

(4) 事業予定者の定款の目的には、本事業に関連のある事業のみを記載する。

(5) 事業予定者は、会社法第107条第2項第1号イに定める事項について定款に定めることにより、事業予定者の全部の株式を譲渡制限株式とする。ただし、会社法第107条第2項第1号ロに定める事項及び会社法第140条第5項ただし書に定める事項については、事業予定者の定款に定めてはならない。

(6) 事業予定者は、会社法第108条第1項に定める「内容の異なる2以上の種類の株式」を発行してはならない。

(7) 事業予定者は、会社法第109条第2項に定める「株主ごとに異なる取扱いを行う旨」

を定款において定めてはならない。

- (8) 事業予定者は、募集株式の割当てに関する会社法第 204 条第 1 項に定める決定について、事業予定者の定款に会社法第 204 条第 2 項ただし書にある別段の定めを定めてはならない。
- (9) 事業予定者は、募集新株予約権の割当てに関する会社法第 243 条第 1 項に定める決定について、事業予定者の定款に会社法第 243 条第 2 項ただし書にある別段の定めを定めてはならない。
- (10) 事業予定者は、会社法第 326 条第 2 項に定める監査役の設置に関する定款の定めをおこななければならない。
- (11) 事業予定者は、会社法第 326 条第 2 項に定める会計監査人の設置に関する定款の定めをおこななければならない。

- 2 前項の場合において、代表企業及び構成企業は、必ず事業予定者に出資するものとする。設立時における代表企業及び構成企業の出資比率（代表企業の出資比率は、事業予定者に対する全出資者中最大とする。）の合計は 50% 超とし、事業契約期間中、代表企業及び構成企業は、第 5 条の場合を除き、事業予定者の株式について譲渡、担保権等の設定その他一切の処分をすることはできない。代表企業及び構成企業は、事業契約期間中、市の書面による事前の承諾なく、事業予定者に対する出資比率を変更することはできない。
- 3 前項にかかわらず、本事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られるとともに、市の利益を侵害しないと認められ、かつ、当該出資比率の変更後の代表企業及び構成企業の出資比率の合計が全体の 50% を超える場合には、市は、当該出資比率の変更について協議に応じることができるものとする。
- 4 代表企業及び構成企業は、事業予定者の設立後速やかに、別紙 1 の様式による設立時の出資者一覧を作成し、代表企業及び構成企業の持株数を市に報告し、事業予定者の株主名簿の原本証明付写しとともに市に提出するものとする。

(株式の譲渡等)

- 第 5 条 代表企業及び構成企業は、その保有する事業予定者の株式を第三者（事業予定者のほかの株主を含む。）に対して譲渡し、担保権を設定し、又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による市の承諾を得なければならない。
- 2 代表企業及び構成企業は、前項に従い市の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の原本証明付き写しをその締結後速やかに市に提出する。
  - 3 代表企業及び構成企業は、事業予定者の設立時及び増資時において、別紙 2 の様式による誓約書を市に提出し、代表企業及び構成企業以外の事業予定者の株主をして提出させるものとする。

(義務の委託又は請負)

第6条 代表企業及び構成企業は、事業予定者をして、本事業に関する各業務のうち施設整備に係る業務のうち設計に係る業務及び工事監理に係る業務を●●に、建設に係る業務を●●に、調理設備の搬入・設置に係る業務を●●に、維持管理に係る業務を●●に、運営に係る業務を●●にそれぞれ委託し、又は請け負わせるほか、その他の業務を第三者にそれぞれ委託させ又は請け負わせるものとする。

2 代表企業及び構成企業は、事業契約締結後速やかに、前項に定める施設整備、維持管理及び運営等の各業務を受託する者又は請け負う者と事業予定者との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結させ、締結後速やかにその写しを市に提出するものとする。

3 第1項の規定により事業予定者から施設整備、維持管理及び運営に係る業務を受託し、又は請け負った者は、受託し、又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。また、再受託者をして受託し、又は請け負った業務を誠実に行わせるものとする。

(事業契約)

第7条 代表企業及び構成企業は、入札説明書に従い本事業に係る事業契約の仮契約を、本協定締結後、平成●年●月●日をめどとして、白井市議会への事業契約に係る議案提出日までに、事業予定者をして市との間で締結せしめるものとする。

2 前項の仮契約は、事業契約の締結について白井市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。

3 市は、入札説明書に添付の事業契約書(案)の文言に関し、落札者から説明を求められた場合は、提示条件において示された本事業の目的及び理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化する。

4 市及び落札者は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力する。

5 事業契約に係る本契約の成立前に、本事業の入札手続に関し、落札者のいずれかが次の各号のいずれかに該当する場合は、市は、落札者全員との間で本協定を解除して事業契約を締結せず、又は本協定及び締結済の事業契約の仮契約を解除することができるものとする。

(1) 落札者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、落札者の取締役会でその申立てを決議したとき、又はその他第三者(落札者の取締役を含む。)によりその申立てがなされたとき。

(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は、落札者が構成事業者である事業者団体が同法第8条1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が同法7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条

第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(3) 納付命令又は独占禁止法7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が落札者又は落札者が構成事業者である事業者団体(以下「事業者等」という。)に対して行われたときは、事業者等に対する命令で確定したものをいい、事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 納付命令又は排除措置命令により、事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 落札者の役員又はその使用人について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6、同法第198条、又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定(執行猶予の場合を含む。以下同じ。)したとき。

6 事業契約の本契約の締結までに、落札者において、入札説明書に定める本事業の参加資格を欠くに至った場合、又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合、市は、本協定を解除して事業契約を締結せず、又は本協定及び締結済の事業契約の仮契約を解除することができるものとする。

7 前項に定める場合において、構成企業及び協力企業が前項の参加資格を欠くに至った場合には、市は事業契約の締結に当たり、市が別途指定する期間内に、入札説明書に従い、参加資格を欠いた構成企業及び協力企業に代わって、参加資格を有する構成員の補完を求める場合がある。

8 本条第5項に掲げる場合のほか、事業契約の本契約締結までに、落札者が本協定に違反し、その違反により本協定の目的を達することができないと市が認めたとき、又はその他落札者の責めに帰すべき事由により、本協定の履行が困難であると最終的に市が認めたときは、前項の規定にかかわらず、市は、本協定を解除して事業契約を締結せず、又は本協定及び締結済の事業契約の仮契約を解除することができるものとする。

(事業期間中のその他の義務)

第8条 代表者及び構成企業は、事業予定者を次の各号に定める事項に従わせなければならない。

(1) 事業予定者は、事業期間が終了するまで、会社法第743条に定める組織変更を行わないこと。

- (2) 事業予定者は、事業期間が終了するまでほかの株式会社の株式を取得しないこと。
  - (3) 事業予定者は、事業期間が終了するまでほかの合名会社、合資会社又は合同会社の社員とならないこと。
  - (4) 事業予定者は、合理的な理由なく、設立時に定めた定款を変更しないこと。
  - (5) 事業予定者は、事業期間が終了するまで、会社法第 447 条に定める資本金の額の減少を行わないこと。
  - (6) 事業予定者は、事前に市の承諾を得ることなく、事業期間が終了するまで、会社法第 748 条に定める合併、会社法第 757 条に定める吸収分割、会社法第 762 条に定める新設分割、会社法第 767 条に定める株式交換又は会社法第 772 条に定める株式移転を行わないこと。
  - (7) 事業予定者は、事業期間が終了するまで解散しないこと。ただし、事業期間終了後も事業予定者が負担する債務がなお存する場合には、事業予定者は解散してはならない。この場合において、代表企業及び構成企業の全部又は一部が事業予定者の負担する債務を引き受けることを確約して事業予定者の解散について市に事前に書面による承諾を求め、市が承諾した場合にはこの限りではない。
- 2 事業予定者の解散後に事業予定者について、事業契約に基づく債務が存することが判明した場合、代表企業及び構成企業は当該債務について債務引受を行っているものとみなし、当該債務を履行する。

#### (準備行為)

- 第 9 条 事業予定者の設立の前後を問わず、また、事業契約締結前であっても、落札者は、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為（設計に関する打合せを含む。）を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で当該準備行為に協力するものとする。
- 2 落札者は、当該準備行為の結果（設計に関する打合せの結果を含む。）を、事業契約締結後速やかに事業予定者に引き継ぐものとする。

#### (事業契約不成立の場合の処理)

- 第 10 条 事由を問わず事業契約の締結に至らなかった場合、既に市及び落札者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、市及び落札者は、第 11 条に規定する違約金等を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
- 2 前項の定めにかかわらず、落札者のいずれかの責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合には、落札者は、連帯して事業契約の契約金額となるべき金額のうちサービス対価 A に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として市に支払うものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより市が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあると

きは、その部分について市が損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

(談合その他の不正行為に係る処理)

第 11 条 事業契約のいかなる定めにかかわらず、事業契約に係る本契約の成立後に本事業の入札手続に関し、落札者に第 7 条第 5 項各号のいずれかの事由が生じた場合、市は、本協定及び事業契約を解除することができるものとし、落札者はこれに異議を述べないものとする。

2 市が、本協定を解除するか否かにかかわらず、落札者に第 7 条 5 項 2 号から 5 号の事由が生じた場合、落札者は連帯して事業契約の契約金額（契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の 100 分の 10 に相当する額を違約金として市に支払うものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより市が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について市が損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

(秘密保持)

第 12 条 市及び落札者は、本協定の履行に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的で当該秘密情報を使用しないこと、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示しないことを確認する。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 開示の後に市又は落札者の責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 市及び落札者が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 前 2 項にかかわらず、市及び落札者が裁判所により開示を命ぜられた場合、落札者が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び法令に基づき開示する場合は、市及び落札者は相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。但し、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、相手方に対する事前の通知を行うことを要しない。

(準拠法及び裁判管轄)

第 13 条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は、千葉地方裁判所とする。

(有効期間)

第 14 条 本協定の有効期間は、本協定締結日から本事業の終了日までとする。



以上を証するため、本協定を●通作成し、市及び落札者は、それぞれ記名押印の上、各1通を保持する。

平成 27 年●月●日

市	住所 白井市 白井市長	印
落札者	(代表企業) 住所 名称 代表者	印
	(構成員) 住所 名称 代表者	印
	(構成員) 住所 名称 代表者	印
	(構成員) 住所 名称 代表者	印

## 暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、白井市学校給食共同調理場建替事業基本協定書（以下「協定」という。）と一体をなす。

(表明確約)

第2条 落札者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められること。

(2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していること。

(3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していること

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していること

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること

2 落札者は、前項各号のいずれかに該当する者を学校給食共同調理場建替事業にかかる下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除)

第3条 白井市（以下「市」という。）は、落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 落札者が前条第1項各号に該当するとき。

(2) 協定に係る下請負人等との契約にあたって、その相手方が前条第1号から5号のいずれかに該当することを知りながら、当該下請負人等と契約を締結したと認められるとき。

(3) 下請負人等との契約にあたって、前条第1号から5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合において、市が落札者に対して当該契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかったとき。

(4) 協定の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたにもかかわらず、遅滞なく

その旨を市に報告せず、又は届け出なかったとき。

- 2 落札者は、前項の規定により協定が解除された場合は、違約金として、市と事業予定者の間で締結される学校給食共同調理場建替事業に係る契約金額となるべき金額のサービス対価Aに消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより市が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について市が損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。
- 3 協定を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、市は、当該契約保証金を違約金に充当することができる。
- 4 市は、本条第1項の規定により協定を解除した場合は、これにより落札者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 5 本条第1項の規定により協定が解除された場合に伴う措置については、協定の定めるところによる。

(不当介入の排除)

第4条 落札者は、協定の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 下請負人等が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、落札者に速やかに報告するよう当該下請負人等を指導すること。また、下請負人等から報告を受けた際は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(不当介入排除の遵守義務違反)

第5条 市は、落札者が前条に違反した場合は、白井市建設工事等請負業者指名停止措置要領の定めるところにより、指名停止の措置を行う。下請負業者等が報告を怠った場合も同様とする。



平成29年[ ]月[ ]日

白井市長 様

## 誓約書

白井市（以下「市」という。）及び〔 〕（以下「事業者」という。）との間で、平成29年[ ]月[ ]日付で締結された学校給食共同調理場建替事業に係る基本協定書（以下「協定書」という。）に関して、当社は、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この誓約書において用いられる語句は、協定書において定義された意味を有するものとします。

### 記

- 1 本日現在、当社が保有する事業者の株式の数は、[ ]株であること。
- 2 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し市に提出すること。
- 3 当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定、その他の処分を行う場合、事前に書面で市に通知し、その承諾を得ること。

以上

住 所  
商 号  
代表者